

## 災害時等における資機材の提供に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ジー・アイ・ビー（以下「乙」という。）は、伊勢市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における資機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が必要とする乙所有の資機材の提供を受けるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる店舗）

第2条 この協定書の対象となる店舗は次のとおりとする。

2 所在地：三重県伊勢市小俣町宮前 296-1

店舗名：ブルースカイランドリー ザ・ビッグエクスプレス小俣店

### （資機材の提供内容）

第3条 甲が乙に要請する資機材は、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項に規定する資機材の充実に努めるものとし、別紙の内容に変更がある場合は、その都度、甲に報告するものとする。

### （資機材の提供要請）

第4条 甲は、災害時等において前条に規定する資機材を使用するときは、別添様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

### （支援の実施）

第5条 乙は、店舗所有者であるフランチャイズオーナーの了承のもと、災害時等に行う甲及び甲が指定する者が行う防災活動の支援を実施するものとする。

### （費用の負担）

第6条 災害時等に提供を受けた資機材の使用に伴い要したガス料金は、乙の負担とする。

### （連絡体制）

第7条 甲及び乙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項に定めるほか、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### （秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手の同意を得た場合は、この限りではない。

### （協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和6年12月4日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市

伊勢市長 鈴木健一

乙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目15番20号  
i e 丸の内ビルディング4階  
株式会社ジーアイビー

代表取締役 鈴木衛